新潟県報道資料

新潟県

令和８年 11 月 18 日
土 木 部 監 理 課

県発注工事の現場事故について
指名停止措置を行いました

糸魚川地域振興局農林振興部発注の工事において、令和８年９月 18 日に関係者１名が負傷する現場事故を起こした企業に対して、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領により、下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

１　指名停止措置業者〔根拠条文〕
　株式会社　山岸組　（糸魚川市）　〔措置要領第２条第１項〕
　有限会社　川合重機建設　（糸魚川市）　〔措置要領第３条第１項〕

２　指名停止期間
　令和８年 11 月 18 日から令和８年 12 月１日まで　（２週間）

※　新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領（第２条関係）別表第１、第７号

措　置　要　件	期　間
７　県発注工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者、負傷者若しくはその他の事由による休業者を生じさせたと認められるとき。	２週間以上 ４か月以内

※　新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第３条第１項

１　知事は、前条第１項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

本件についてのお問い合わせ先
監理課建設業室　〔担当〕大越、鎌田
（直通）025-280-5839　（内線）3202